

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	相模原市 特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和6年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の認定等の事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務2 特別児童扶養手当証書に関する事務3 未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務4 手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務5 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務6 資料の提供等の求めに関する事務7 特別児童扶養手当の支給に関する事務
③システムの名称	福祉システム(障害システム)、共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表66の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、16、19、20、29、42、80、81、109、125、141、146、155、158、161の項</p> <p>【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野福祉相談センター 市長公室DX推進課
②所属長の役職名	高齢・障害者支援課長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山福祉相談センター長 津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター長 藤野福祉相談センター長 DX推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 相模原市中央区富士見6-1-1 042-769-8272

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月1日	I 関連情報 - 5. 評価実施機関における担当部署 - ② 所属長	障害福祉サービス課長 芦野拓 障害政策課長 有本秀美 緑障害福祉相談課長 八木正 中央障害福祉相談課長 大貫末広 津久井保健福祉課長 奈良田明美 相模湖保健福祉課長 根岸和泉 藤野保健福祉課長 角田仁 情報政策課長 井上隆	障害福祉サービス課長 田中浩 障害政策課長 芦野拓 緑障害福祉相談課長 荒井三枝子 中央障害福祉相談課長 角田仁 津久井保健福祉課長 佐久間貴子 相模湖保健福祉課長 長島雅典 藤野保健福祉課長 山本美枝子 情報政策課長 二瓶行	事後	重要な変更当たらない (人事異動による変更)
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉サービス課長 田中浩 障害政策課長 芦野拓 緑障害福祉相談課長 荒井三枝子 中央障害福祉相談課長 角田仁 津久井保健福祉課長 佐久間貴子 相模湖保健福祉課長 長島雅典 藤野保健福祉課長 山本美枝子 情報政策課長 二瓶行	障害福祉サービス課長 障害政策課長 緑障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	事後	重要な変更当たらない。 (様式変更に伴う修正)
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
令和1年6月1日	IV リスク対策		基礎項目評価書の記載のとおり	事後	重要な変更当たらない。 (様式変更に伴う追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局福祉部障害福祉サービス課 健康福祉局福祉部緑障害福祉相談課 健康福祉局福祉部中央障害福祉相談課 健康福祉局福祉部南障害福祉相談課 健康福祉局福祉部城山保健福祉課 健康福祉局福祉部津久井保健福祉課 健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課 健康福祉局福祉部藤野保健福祉課 企画財政局企画部情報政策課	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 総務局情報政策課	事後	重要な変更当たらない (組織改編による変更)
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉サービス課長 障害政策課長 緑障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 南障害福祉相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	高齢・障害者支援課長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	事後	重要な変更当たらない (組織改編による変更)
令和2年7月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	相模原市健康福祉局福祉部障害福祉サービス課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8355	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 相模原市中央区富士見6-1-1 042-769-8272	事後	重要な変更当たらない (組織改編による変更)
令和2年7月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
令和2年7月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 総務局情報政策課	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 市長公室総合政策部DX推進課	事後	重要な変更当たらない (組織改編による変更)
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢・障害者支援課長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	高齢・障害者支援課長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 DX推進課長	事後	重要な変更当たらない (組織改編による変更)
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	I 関連情報 3, 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条各号	番号法第9条 別表第一 46項	事後	重要な変更当たらない
令和3年9月22日	I 関連情報 4, 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 9項、12項、15項、16項、19項、26項、30項、56の2項、57項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ワ、第3号ワ、第4号、第6号ワ、第13条の2各号、第19条各号、第30条第10号、第31条第1号ト、第2号ヘ、第5号ト、第6号ロ、第44条各号、第59条の2各号 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 66項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号	【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 9項、12項、15項、16項、19項、26項、30項、56の2項、57項、87項、106項、116項 【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 66項	事後	重要な変更当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 市長公室総合政策部DX推進課	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野福祉相談センター 市長公室DX推進課	事後	重要な変更にあたらない (組織改編による変更)
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢・障害者支援課長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 DX推進課長	高齢・障害者支援課長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山福祉相談センター長 津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター長 藤野福祉相談センター長 DX推進課長	事後	重要な変更にあたらない (組織改編による変更)
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和6年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和6年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 46項	番号法第9条第1項 別表66の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第37条	事後	法令改正に伴う変更のため重要な変更には該当しない。
令和6年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 9項、12項、15項、16項、19項、26項、30項、56の2項、57項、87項、106項、116項 【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 66項	【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、16、19、20、29、42、80、81、109、125、141、146、155、158、161の項 【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	事後	法令改正に伴う変更のため重要な変更には該当しない。